

Step
1

事前相談（新設希望者→市）

新設希望者は、市へ事前相談書を提出する。

【提出時期】 随時

【提出書類】

書類名	主な記載内容
活動計画書	活動内容・場所、年間計画、必要備品、収支計画、保護者負担 など
誓約書	ガイドライン・法令の遵守
指導者情報書	指導者の経歴、資格など

Step
2

市による事前審査【審査基準 ①②③④】

・市は、小中学生へのニーズ調査、新設希望中学校への確認及び新設に伴い影響が出る可能性のある地域団体への意見聴取を行い、審査基準①②③④の適合性及びランニングコストの妥当性を審査する。

適 当

不 適 当

→ 手続終了

Step
3

地域学校共働本部との調整【審査基準 ⑤⑥】

・地域学校共働本部は、審査基準⑤⑥の適合性に向け、新設希望者・関係者との調整を行う。
・既存クラブとの活動場所の調整において、新設希望者に不利益が生じないように配慮する。
・新設希望者が平日の活動を希望した場合、補助員の配置を検討し、困難な場合は休日のみにするなど対策する。
・新設希望者は、調整に必要な資料作成等に協力する。
・市は、地域学校共働本部からの報告を基に、審査基準⑤⑥の適合性を審査する。

適 当

不 適 当

→ 手続終了

Step
4

新設依頼（地域学校共働本部→市）

・地域学校共働本部は、市に新設を依頼する。
・新設希望者は、依頼に必要な資料作成等に協力する。

Step
5

学校運営協議会への付議（市）

・市は、活動場所となる中学校に設置された学校運営協議会へ付議する。
・新設希望者は、付議に必要な資料作成等に協力する。

Step
6

学校運営協議会による審議【審査基準 ①～⑥】

・学校運営協議会は、審査基準①～⑥の適合性について審議し、市へ意見を提出する。
・新設により、既存クラブの継続に著しい支障が生じる場合は、当該既存クラブの廃止も同時に審議する。

Step
7

新設の決定（市）

・市は、学校運営協議会の意見を踏まえ、可否を決定する。

Step
8

周知・募集（市）

・市は、新設クラブの周知・入会者の募集を行う。

審 査 基 準

① こどものニーズ

小中学生へのニーズ調査により、新設クラブへの継続的な参加が確認できること。

（１）イニシャルコスト（※）を伴わない場合
競技人数（競技人数の定めがない活動は５人。以下同じ。）以上の参加人数が３年間継続して見込まれること。

（２）イニシャルコストを伴う場合
競技人数の１．５倍以上の参加人数が３年間継続して見込まれること。

※イニシャルコストは、市が負担する初期投資額（年度毎の消耗品購入費は含まない。）として、１０万円を上限とする（予算の範囲内に限る。）。

② 指導者・備品の確保

○週１回以上参加可能な技術指導者が確保されていること。

○大会を引率する技術指導者が確保されていること。

○活動に必要な備品及びその保管場所が確保されていること。
（市が初期に購入する備品を含む。）

③ 学校運営上の支障

○学校の教育目的に照らし、教育環境の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。

④ 地域との調和

○地域特性に合致していること。

例 総合型地域スポーツクラブの活動との重複
伝統芸能の継承
近隣住民への影響 など

⑤ 活動場所の確保

○活動開始時点で、週１回以上継続的に、活動場所が確保できる見込みがあること。

⑥ 運営体制の維持

○新設クラブの活動日増加に伴うクラブコーディネーターの常駐日増加に対応できること。

○新設クラブのランニングコスト増加に伴う経費を地域学校共働本部の予算により措置できること。

○新設クラブの設置に伴う既存クラブの参加者数の減少等を踏まえ、既存クラブの運営に十分配慮されていること。

とよた地域クラブ活動 クラブ継続・廃止の流れ

資料 5 - 2

Step
1

次年度メンバー数の確認（市）

市は、毎年10月1日時点における次年度メンバー（※）見込数を確認し、各クラブの活動継続の見直し基準（以下「廃止基準」という。）への適合状況を確認する。

※ 次年度メンバー：次年度においても2年生及び3年生として同じクラブに在籍する者

廃 止 基 準

2年連続で、次年度メンバー見込数が当該競技の競技人数（競技人数の定めがない活動にあっては5人とする。）に3分の2を乗じて得た人数（小数点以下切り上げ）未満であること。

※ 次年度メンバー見込数は、対象クラブに所属する者のうち、過去3か月間に継続的な活動実績を有する者の総数をもって算定するものとする。

該 当

非該当

継続

Step
2

次年度メンバーへの意向調査（地域学校共働本部）

市は、地域学校共働本部に対し、該当クラブに所属する次年度メンバーへの意向調査を依頼する。

地域学校共働本部は、当該クラブに所属する次年度メンバーごとに、次に掲げる事項のいずれに該当するかについて、意向を確認するものとする。

次年度の活動方針

- ① 他校と合同チームを編成し、大会等に参加する。
- ② 大会等への参加は行わないが、練習中心の活動を継続する。
- ③ 活動を継続しない。

Step
3

学校運営協議会への付議（市）

市は、意向調査結果を踏まえ、次のいずれかの方針案を作成し、学校運営協議会へ付議する。

① 合同クラブ化を伴う活動継続

② 合同クラブ化を伴わない活動継続

③ 廃止

Step
4

審議（学校運営協議会）

学校運営協議会は、市から示された方針案について、地域特性、活動環境及び子どもへの影響等の観点から妥当性を審議し、市へ意見を提出する。

Step
5

継続・廃止の決定（市）

市は、意向調査結果を踏まえ、次のいずれかの方針案を作成し、学校運営協議会へ付議する。

継 続

- ・廃止基準に該当したクラブは、原則として2年間存続できるものとし、当該期間の満了をもって廃止する。
- ・廃止基準に該当した翌年度以降、新規会員の募集は行わないものとする。

廃 止

廃止が決定したクラブに所属することも及びその保護者への説明は市が行う。